

[標準様式例6-2]

(第3回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年12月25日
契約業者名	日本道路株式会社 北関東支店
契約業者の住所	埼玉県さいたま市見沼区春岡1丁目1番地10
工事の名称	R6 国道4号東埼玉道路（専用部）八潮地区改良舗装その1工事 (第3回変更)
工事場所	埼玉県八潮市八條地先 自)埼玉県吉川市須賀 至)埼玉県北葛飾郡松伏町
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要	道路土工 1式 舗装工 1式 排水構造物工 1式 縁石工 1式 防護柵工 1式 標識工 1式 区画線工 1式 道路付属施設工 1式 取付道路工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 1式 共通仮設費 1式 防護柵工 1式
工期（自）	令和6年7月24日
工期（至）	令和7年12月26日
契約前の変更金額	¥308,550,000
変更金額	増 ¥133,441,000
変更後の契約金額	¥441,991,000

変更理由

1. 道路土工
関係機関協議の結果、発生した残土を指定箇所に運搬する必要が生じたため、路体盛土工、残土処理工を増工する。
現地調査の結果、法面の崩壊を防ぐ必要が生じたため、法面整形工、法面保護工を増工する。
2. 舗装工
現地調査の結果、左折レーン切り替え後の歩道が狭隘となることが確認され、拡幅する必要が生じたため、透水性舗装工を増工する。
現地調査の結果、舗装面が流動しており、わだちが発生しているため、切削オーバーレイ工を追加する。
3. 排水構造物工
現地調査の結果、沿道企業で大型車両が出入りすることから、通行に耐える排水施設を設置する必要が生じたため、作業土工、管渠工を増工する。
現地調査の結果、既設構造物が支障となり、排水系統を切り回す必要が生じたため、側溝工、管渠工、集水枠マンホール工を増工する。
4. 縁石工
現地精査の結果、縁石工を増工する。
5. 防護柵工
関係機関協議の結果、安全対策として防護柵を設置する必要が生じたため、路側防護柵工、仮設ガードレール工を増工する。
6. 標識工
関係機関協議の結果、標識を設置する必要が生じたため、標識工を追加する。
7. 区画線工
現地調査の結果、舗装面が流動しており、わだちが発生しているため、切削オーバーレイを施工したことから、区画線工を追加する。
8. 道路付属施設工
関係機関協議の結果、安全対策として道路付属物を設置する必要が生じたため、道路付属物工を追加する。
9. 取付道路工
現地調査の結果、沿道企業で大型車両が出入りすることから、施工範囲を広げる必要が生じたため、取付道路工を増工する。
10. 構造物撤去工
現地調査の結果、本線切り替えにあたり、工事の支障となる既設構造物を撤去する必要が生じたため、防護柵撤去工、標識撤去工、区画線撤去工、構造物取壊し工、排水構造物撤去工、縁石撤去工、ケーブル配管撤去工、照明灯撤去工、樹木撤去、運搬処理工を追加する。
11. 仮設工
関係機関協議の結果、本線切り替えのあたり、旧道への進入を防ぐためA型バリケードを設置する必要が生じたことから、工事用道路工を増工する。
関係機関協議の結果、作業時の交通の影響が少なく、昼間での作業が可能となったため、交通管理工を減工する。
12. 共通仮設費
舗装工にて、切削オーバーレイを施工したため、運搬費を増工する。
監督職員との協議の結果、防護柵を施工する際に出来形管理のために非破壊試験を行ったことから、技術管理費を追加する。
監督職員との協議の結果、營繕費として快適トイレを追加する。
13. 防護柵工
関係機関協議の結果、安全対策として、路側防護柵、進入防止柵、門扉、車止めを設置する必要が生じたため、路側防護柵工、防止柵工を追加する。
14. 工期
工期は、元設計のとおりとする。